

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年5月16日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】 Hannu-Pekka Ylimommo
Senior Legal Counsel
(上級法律顧問)

Tuomas Heikkilä
Funding Process Specialist
(資金調達部プロセス・スペシャリスト)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1025

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 債券

【発行登録書の内容】

提出日	2022年1月14日
効力発生日	2022年1月23日
有効期限	2024年1月22日
発行登録番号	4 - 外債1
発行予定額又は発行残高の上 限	発行予定額 6,000億円
発行可能額	546,835,535,000円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2023年5月16日(提出日)である。

【提出理由】 発行登録書(訂正を含む。)の「フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2028年6月1日満期 円決済型インドルピー建債券」の売出しに係る一定の記載事項を訂正するため、本訂正発行登録書を提出するものである。訂正内容については、以下を参照のこと。

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」..... フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

「保証者」または「地方政府保証機構」..... フィンランド地方政府保証機構
(The Municipal Guarantee Board)

【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出債券に関する基本事項】

2 利息支払の方法

<訂正前>

(前 略)

「TARGET営業日」とは、TARGET2 (以下に定義される。) またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム (Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system)で、単独共有プラットフォーム (single shared platform) を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「予定外休日」とは、ムンバイ営業日でない日で、かつ、予定為替決定日の2ムンバイ営業日前の日の、インドルピーの主要な金融センターにおける午前9時(現地時間)を過ぎても、市場参加者に当該事実が(公表またはその他の公的に入手可能な情報を参照することにより)公に了知されていない日をいう。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

「TARGET営業日」とは、T2 (以下に定義される。) がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「T2」とは、ユーロシステム (以下に定義される。) が運営する即時グロス決済システムまたはその承継システムをいう。

「ユーロシステム」とは、ユーロのための中央銀行のシステムをいう。

「予定外休日」とは、ムンバイ営業日でない日で、かつ、予定為替決定日の2ムンバイ営業日前の日の、インドルピーの主要な金融センターにおける午前9時(現地時間)を過ぎても、市場参加者に当該事実が(公表またはその他の公的に入手可能な情報を参照することにより)公に了知されていない日をいう。

(後 略)

4 元利金支払場所

<訂正前>

(前 略)

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う(ただし、下記「8 課税上の取扱い - (1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。)。

<訂正後>

(前 略)

本債券に関する支払は、支払受領者が有する円貨による支払を受け付けている銀行口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い - (1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

9 準拠法及び管轄裁判所

<訂正前>

(前 略)

(5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達及要求される他の書類につき、ロンドン、SW1H 0DB、ブロードウェイ50、7階（7th Floor, 50 Broadway, London SW1H 0DB）に所在するヴィストラ・トラスト・カンパニー・リミテッド（Vistra Trust Company Limited）または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われなない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

(5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達及要求される他の書類につき、ロンドン、SW1H 0DB、ブロードウェイ50、7階（7th Floor, 50 Broadway, London, SW1H 0DB）に所在するヴィストラ（英国）リミテッド（Vistra (UK) Ltd）または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われなない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。

(後 略)

11 その他

<訂正前>

(前 略)

(6) ベイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、関連破綻処理当局（以

下に定義される。)によるペイルイン・損失吸収権限(以下に定義される。)の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ了解し、また以下に制約されることについて承知し、了解し、同意しかつ合意する。

() 関連破綻処理当局による、いかなるペイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下またはそれらの組み合わせを含み、また結果としてそうなることがありうるが、それらに限定されない。

(イ) 本債券についての該当金額(以下に定義される。)の全部または一部の削減

(ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与(本債券の要項の訂正、または改変などの手段によるものを含む。)

(ハ) 本債券または本債券における該当金額の消却

(ニ) 本債券の満期日の変更もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の変更(一時的な支払の停止を含む。)

() 関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、関連破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の変更

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ペイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、() BRRD(以下に定義される。)の移行またはSRM規制(以下に定義される。)の適用および() BRRDもしくはSRM規制の下で設置される手段、規則および基準に関し、発行者(もしくは発行者の関係者)の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加の金額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「関連破綻処理当局」とは、発行者に関し、ペイルイン・損失吸収権限を行使する権限を有する破綻処理当局をいう。

「SRM規制」とは、EU規制第806/2014号をいう。

<訂正後>

(前略)

(6) ペイルイン・損失吸収権限の承知

本債券のいかなる他の条項または発行者と本債権者間における、いかなる他の契約、取決めもしくは了解にかかわらず、また、それらを除き、本債券の取得を以て、各本債権者は本債券における責任が、破綻処理当局(以下に定義される。)によるペイルイン・損失吸収権限(以下に定義される。)の行使による制約を受けることがあることを承知しかつ了解し、また以下に制約されることについて承知し、了解し、同意しかつ合意する。

() 破綻処理当局による、いかなるペイルイン・損失吸収権限の行使の効果。当該行使は、以下またはそれらの組み合わせを含み、また結果としてそうなることがありうるが、それらに限定されない。

(イ) 本債券についての該当金額(以下に定義される。)の全部または一部の削減

(ロ) 本債券についての該当金額の全部または一部の、発行者もしくはその他の者の株式、その他の証券もしくはその他の義務への転換、本債権者へのかかる株式、証券または義務の発行または授与(本債券の要項の訂正、または改変などの手段によるものを含む。)

(ハ) 本債券または本債券における該当金額の消却

(ニ) 本債券の満期日の変更もしくは調整または本債券につき支払われる利息の金額または利息の期限が到来する日の変更(一時的な支払の停止を含む。)

() 破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使を発効するために、破綻処理当局が必要とみなす本債券の要項の変更

本債券に関連する該当金額の返済または支払は、破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使後、当該行使の結果としてかかる金額が減額、転換、減額評価、取消、修正または変更される場合は、これらの範囲内で、支払期日が到来せずまたは支払われない。

() 本債券に関連する該当金額の一部または全部を減額または消却、() 発行者につき破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使された結果として、これらが別の証券または発行者もしくは他の者の債務に転換されること、および() 本債券に関する破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使はいずれも、不履行事由またはいかなる目的においても債務不履行を構成せず、本債券に関する期限の利益喪失権を生じさせない。

本債券に関して破綻処理当局がペイルイン・損失吸収権限を行使した場合、発行者は上記「10 公告の方法」に従い、合理的に実行可能な限り速やかに、かかる行使を本債権者に通知するものとする。本項で言及された通知の発行者による遅延または不履行は、破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の有効性および執行可能性に影響しない。

上記において、以下の用語は以下の意味を有する。

「ペイルイン・損失吸収権限」とは、損失吸収、元本削減、転換、譲渡、変更、停止または同様のもしくは破綻処理関連の権限で、() BRRD (以下に定義される。) の移行またはSRM規制 (以下に定義される。) の適用および() BRRDもしくはSRM規制の下で設置される手段、規則および基準に関し、発行者 (もしくは発行者の関係者) の義務が、削減され、消却され、変更されまたは発行者もしくは他の者の株式、他の証券もしくは他の義務に転換されるかまたは一時的に停止されることが規定される、フィンランド共和国において効力を有する法律、規制、規則または要件の下で随時存在し、行使されるものをいう。

「BRRD」とは、随時修正または改訂される銀行再生破綻処理指令2014/59/EUをいう。

「該当金額」とは、本債券の残存元本金額と未払経過利息および追加の金額で本債券につき期限が到来しているものをいう。かかる金額についての言及は、破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使前に期限が到来しているが未だ支払われていない金額を含む。

「破綻処理当局」とは、SRB (以下に定義される。) もしくはSRBの承継者もしくは代替者、ならびに / または発行者に関してペイルイン・損失吸収権限を行使する能力を持つ、もしくは発行者の適格負債および / もしくは損失吸収能力の監視および監督に随時、第一義的な責任を持つ破綻処理当局をいう。

「SRB」とは、単一の欧州の破綻処理委員会 (欧州中央銀行、欧州委員会および関連する各国の破綻処理当局の代表者で構成される。) をいう。

「SRM規制」とは、随時修正または改訂されるEU規制第806/2014号をいう。

